

特別定額給付金の申請は

8月25日〆まで

特別定額給付金は、令和2年5月26日から受け付けを開始し、6月15日時点で全体の約94%となる6,366世帯の受け付けを完了しています。

申請期限は令和2年8月25日までとなっていますので、申請がお済みでない方は期限内に申請していただきますようよろしくお願いいたします。不明な点がありましたら下記担当までご連絡ください。

問合せ／総務課 特別定額給付金担当（内線2111～2113）

休業等要請協力支援金について

町では、4月から5月にかけて出された北海道の休業等要請に応じ、休業等の協力を行った事業者に対し、支援金を給付します。

■補助対象

町内で現在営業している店舗（施設）を有する事業者で、次の要件を満たす方が対象となります。

- ①北海道の休業要請に応じ、次のいずれかを行った事業者
 - ・4月25日から5月15日の期間、休業対象施設を休業したもの
 - ・5月19日から5月31日の期間、休業対象施設を休業したもの
 - ・酒類を提供する飲食店（午後8時以降も営業しているものに限る）で酒類提供時間を午後7時まで短縮したもの
- ②官公庁および国または地方公共団体が設立していないもの（第三セクター、一部事務組合など）
- ③別海町暴力団排除条例第2条第1号から第3号に該当しないもの

町ホームページ
検索キーワード

休業等要請協力支援金



問合せ／商工観光課 商工・労働担当（内線1623・1624）

■支援金額

- ①4月25日から5月15日まで対象施設を休業した方 5万円
 - ②5月19日から5月31日まで対象施設を休業した方 5万円
 - ③4月25日から5月15日まで酒類提供時間を午後7時まで短縮した方 5万円
- ※①、②両方に該当する方は、計10万円を給付します。

■申請期間 7月31日(金)まで

■申請回数 事業者1社につき1回まで

■申請方法

次のものを下記担当へ持参もしくは郵送で申請ください。

①営業実態が確認できる資料の写し（確定申告書、営業許可証など）

②休業や酒類の提供時間を短縮したことが確認できる資料の写し（チラシ、写真など）

※休業要請に係る道の支援金を既に申請された方は、①、②の提出を省略できます。

③通帳の写し ④申請書 ⑤請求書

申請書および請求書は、役場商工観光課や各支所で配布するほか、町ホームページからもダウンロードできます。

中小企業等経営持続化補助金のお知らせ

5月14日から申請を受け付けている中小企業等経営持続化補助金について、支援内容を拡充します。

■拡充内容

①補助対象者

(改正前) 3月・4月分の売上げ(税抜)から同月の仕入れ(税抜)を差し引いた金額が前年同2カ月比で30%以上減少していること。

(改正後) 3月・4月分の売上げ(税抜)から同月の仕入れ(税抜)を差し引いた金額が前年同2カ月比で20%以上減少していること。

②補助率

(改正前) 売上げから仕入れを差し引いた額（3月・4月分）の対前年比減少額の3分の1、上限50万円（千円未満切捨て）

(改正後) 売上げから仕入れを差し引いた額（3月・4月分）の対前年比減少額の2分の1、上限50万円（千円未満切捨て）

すでに3・4月分の申請を行っている事業者については、金額の差額分を追加交付します。（上限50万円に達していない方が対象）後日、商工観光課から追加交付について個別に通知します。

5月分の売上減少額についても支援を行います

■補助対象者 同月の売上げ(税抜)が前年同月比で20%以上減少していること。

■補助額 対前年比減少額の2分の1、上限25万円（千円未満切捨て）

■申請期間 3月・4月分 7月31日(金)まで
5月分 9月30日(木)まで

■申請回数 事業者1社につき1回まで

■申請方法 次のものを持参し、別海町商工会へお越しください。

①前年と今年の売上額および仕入額が確認できるもの（帳簿など）

②振込を希望する口座が分かるもの（通帳など）

③印鑑（銀行印）

問合せ／商工観光課 商工・労働担当（内線1623・1624）